

# 家族に代わってあなたを支える 吉村行政書士事務所の 暮らし丸ごとサポート



日常生活のサポートから亡くなられた後の手続きまで

法律の専門家・行政書士が家族に代わってあなたをサポートします



## 吉村行政書士事務所

東京都行政書士会北支部所属 登録番号：12080672 東京都北区神谷2-24-1 セイワコーポ201号

初回相談無料  
24時間365日対応

 **03-6670-4647**

E-mailでのお問い合わせ [yoshimura@gyosyo.jp](mailto:yoshimura@gyosyo.jp) <http://www.gyosyo.jp/>

# 家族に代わってあなたを支える ～暮らし丸ごとサポート～



暮らし丸ごとサポートは、日常生活のサポートから亡くなられた後の手続きまで、4つの契約を組み合わせ、家族に代わってあなたを支えるサービスです。

法的な配慮をした契約書・遺言書を公正証書(公文書)で作成し、社会的信頼のある国家資格者・行政書士が責任者として手続きをおこなうので、トラブルの心配がありません。

親族や知人など周りの方に金銭面・手続き面の負担をかけず、あなたご自身の責任でいざというときに備え、希望を実現することができます。

## 死後事務委任契約

身元引取から、葬儀、お墓、遺品整理、役所の手続きや各種契約の解約、費用の清算など、死亡後に必要なさまざまな手続きを家族に代わっておこないます。



## 見守り・身元引受契約

定期的な安否確認、緊急時の現場駆けつけをおこないます。入院や施設入所契約時には、打合せ同席から、身元引受人・緊急連絡先の指定を引受けます。



## 遺言執行

遺産の名義変更や解約、換金などの手続きを代行し、指定された方や団体にお渡しすることであなたの遺志を実現しトラブルのない相続手続きを実現します。



## 任意後見契約

認知症になって収入や支払いの管理、財産の管理や医療・介護に関する契約や役所での手続きなどを自分でするのが難しくなったとき、代理人となって手続きをおこないます。



## 契約時に必要な費用の目安

### ■ 書類作成料 … 総額40万円～45万円程度

ご依頼内容を記載した契約書・遺言書などの書類作成及び、死亡時の手続きに必要な諸経費(葬儀代、入院費等の清算費用など)の見積り、契約のための資料収集・現地調査などの業務をおこなうための費用です。当事務所の報酬のほか、契約書・遺言書を公正証書(公文書)で作成するための公証役場手数料がかかります。

書類作成料(当事務所報酬)	250,000円+税 別途、出張交通費、資料収集費などの実費を加算
公証役場手数料	150,000～200,000円程度 財産額により変動

## 公正証書だからあなたの想いを確実に実現できます

公正証書は「間違いなくあなたの意思で契約(遺言)がされました。」ということを公的機関が証明してくれるものです。相続や葬儀のことなど、あなたが亡くなった後のことについて希望や依頼内容を証拠として残せますので、トラブルが起こる心配がなく、銀行や役所などの手続きもスムーズに進めることが可能になります。



# 医療分野と連携 ～心と体を支えるネットワーク～

実際に末期ガン患者の方の最期の時間に寄り添いお看取りをするなかで、契約を通じた法的な枠組み作りや手続き代行のほかに、医療・介護分野との連携を通じて心と体を支える体制の重要性を実感しました。

その連携の形として平成27年11月に株式会社F.T.Kを設立し、行政書士・吉村信一も取締役として参加しています。

会社のコンセプトは「医・食・住のトータルサポート」法律家と医療・介護の専門家がチームを組み、さまざまな分野の企業・団体との繋がりを活かして、暮らしを丸ごと支えるサービスを目指しています。

「暮らし丸ごとサービス」においては、株式会社F.T.Kが契約実行のバックアップ、予備の受任者(契約者)を担当するとともに、暮らしの相談役としてさまざまなご要望にお応えします。



## 金田ゆうじプロフィール



昭和53年生まれ。介護福祉士。株式会社F.T.K代表取締役会長、NPO法人ココロまち副理事長のほか、生活困窮者向けの不動産事業をおこなうNPO法人SCOOPの理事を務める。活動拠点は神奈川県藤沢市。2008年より「Dokodemo」名義で、発達障がい、いじめ、自殺、引きこもり、薬物、家庭環境など、さまざまな問題を抱える方や生活困窮者へのアウトリーチを行い、各種専門家や行政機関と連携しながら事案の解決に努めています。また、大学や厚生労働省主催・全国社会福祉協議会対象の地域包括ケア勉強会などで講義を行い、自身の経験を伝える活動をしています。金田ゆうじ及び株式会社F.T.Kの活動はTBSテレビ「ザ・フォーカス」「Nスタ」でも取り上げられています。

## ■ 執行費用 … 総額250万～300万円程度

見積りした死亡時の手続きに必要な諸経費及び報酬をご用意いただきます。

※報酬の内訳は次のページに記載

死後事務+遺言執行報酬(死亡後受領)	1,000,000円前後 ご依頼内容により変動
諸経費実費(葬儀代等)	1,500,000～2,000,000円程度 ご依頼内容により変動



## 執行費用の事前預り(預託金)はありません

執行費用は、あなたのお手元(銀行預金)で管理(取り置き)していただきます。

事前預りをしないのは、横領や解約時の返金トラブルを防止するためです。

あなたが亡くなった後、遺言書を利用して銀行から払戻しを受け、手続きを実行します。

※住宅ローン等借入れのある金融機関、ゆうちょ銀行、ネット銀行の口座はご利用いただけません。



# 死後事務委任契約のサービス内容と料金

死後事務委任契約の料金は必要な手続きの組み合わせで決定します。

サービスの内容	料金
<b>死亡直後(当日)の緊急対応</b> お客様の死亡直後に必要な次の手続きをおこないます。 1. 病院・入所施設等から死亡又は危篤の連絡を受け現地へ駆けつけ 2. 葬儀社へ連絡を取り、ご遺体引取りと葬儀の手配 3. ご指定の関係者へ死亡通知と会葬の案内 4. 死亡診断書の受領、死亡届の提出、火葬許可の取得 5. 病院・入所施設の居室内の私物整理 ※病院・施設または居住エリア外で亡くなられた場合(旅行中、出張中など) 国内の場合5万円、海外の場合10万円を右記料金に加算します。	150,000円
<b>葬儀・火葬に関する手続き</b> 葬儀の主幹(喪主)として、生前にご希望のあった方法で葬儀および火葬をおこない、ご遺骨を収骨します。	100,000円
<b>埋葬・散骨に関する手続き</b> 火葬後のご遺骨を、生前にご希望のあった墓地・納骨堂へ埋葬、またはご指定の海へ散骨します。また、お客様の死亡後、無縁墓になってしまうご先祖のお墓の墓じまい(改葬手続き)をおこないます。 ※墓じまい(改葬)をご希望の場合は+1件分として料金を加算します。	100,000円
<b>行政機関発行の資格証明書等返納手続き</b> 健康保険証や運転免許証など行政機関の発行する資格証明書の返納手続きをおこないます。	1件あたり 10,000円
<b>勤務先企業・機関の退職手続き</b> 勤務先の企業や機関の担当者と連絡を取り、退職に伴う各種手続きをおこないます。	50,000円
<b>入院費・施設利用料の清算手続き</b> 入院・入居費の清算、解約などの諸手続きをおこないます。	20,000円
<b>不動産賃貸借契約の解約・住居引渡しまでの管理</b> 大家さんや管理人、不動産会社と連絡調整をおこない、不動産賃貸借契約の解約と住居引渡し当日までの鍵の管理や、家賃・敷金の清算などをおこないます。(住居が賃貸物件の場合のみ) ※駐車場・駐輪場の契約の場合、報酬は1件あたり2万円	50,000円
<b>住居内の遺品整理</b> 清掃業者に依頼して、住居内の遺品の完全撤去をおこないます。 貴重品があれば遺産として選別・保管し、形見分けのご希望があれば、ご指定の方へ引渡しをおこないます。 パソコンや携帯電話、デジタルカメラ等は、ハードディスク、記録メディア等を破碎して処分いたします。	50,000円
<b>公共サービス等の解約・清算手続き</b> 電気・ガス・水道のほか、電話や新聞、インターネット接続サービス、クレジットカード等の解約、利用料金の清算などの諸手続きをおこないます。	1契約ごとに 20,000円
<b>住民税や固定資産税の納税手続き</b> 死亡年度分の住民税および固定資産税など未払いの税金の納税手続きをおこないます。	1税目ごとに 20,000円
<b>SNS・メールアカウントの削除</b> SNSやメールアカウント削除および、フォロワーや友達への死亡通知をおこないます。 (死亡通知は1投稿3,000円)	1アカウントごとに 10,000円
<b>関係者への死亡通知</b> 友人、知人ほかご指定の関係者へ死亡通知をおこないます。 また、DM・カタログなどの送り主に対し、郵便物の郵送停止依頼をおこないます。	1件ごとに 1,000円
<b>遺産の処理・分配(遺言執行)</b> 遺言で指定された方法で遺産の処理・分配をおこないます。	300,000円～ ※詳細は次ページ



# 遺言執行報酬



- 遺言執行報酬は、遺産総額に応じて下記算定表のとおり算出します。  
※遺産総額は、死後事務委任契約の執行費用(葬儀代等の実費及び報酬)を控除した金額です。
- 報酬は後払い(遺言執行事務完了後)とし、当事務所が管理する遺産の中から直接受領いたします。
- 契約時には最低保証額として30万円をご用意いただきます。

遺産総額	報酬額
1,000万円以下	一律30万円
1,000万円超 3,000万円以下	基本報酬 <b>15万円</b> +遺産総額の <b>1.5%</b>
3,000万円超 5,000万円以下	基本報酬 <b>21万円</b> +遺産総額の <b>1.3%</b>
5,000万円超 1億円以下	基本報酬 <b>31万円</b> +遺産総額の <b>1.1%</b>
1億円超 3億円以下	基本報酬 <b>66万円</b> +遺産総額の <b>0.75%</b>
3億円超	基本報酬 <b>126万円</b> +遺産総額の <b>0.55%</b>

## 遺言執行報酬シミュレーション表

遺産総額	基本報酬	割合	報酬総額	報酬/遺産総額
¥10,000,000	¥300,000		¥300,000	3.00%
¥10,000,001	¥150,000	1.5%	¥300,000	3.00%
¥15,000,000	¥150,000	1.5%	¥375,000	2.50%
¥20,000,000	¥150,000	1.5%	¥450,000	2.25%
¥25,000,000	¥150,000	1.5%	¥525,000	2.10%
¥30,000,000	¥150,000	1.5%	¥600,000	2.00%
¥30,000,001	¥210,000	1.3%	¥600,000	2.00%
¥40,000,000	¥210,000	1.3%	¥730,000	1.83%
¥50,000,000	¥210,000	1.3%	¥860,000	1.72%
¥50,000,001	¥310,000	1.1%	¥860,000	1.72%
¥75,000,000	¥310,000	1.1%	¥1,135,000	1.51%
¥100,000,000	¥310,000	1.1%	¥1,410,000	1.41%
¥100,000,001	¥660,000	0.75%	¥1,410,000	1.41%
¥200,000,000	¥660,000	0.75%	¥2,160,000	1.08%
¥300,000,000	¥660,000	0.75%	¥2,910,000	0.97%
¥300,000,001	¥1,260,000	0.55%	¥2,910,000	0.97%
¥400,000,000	¥1,260,000	0.55%	¥3,460,000	0.87%
¥500,000,000	¥1,260,000	0.55%	¥4,010,000	0.80%

# 見守り・身元引受契約の料金



## ■ 安否確認サービス利用料 … 毎月発生

安否確認サービスの導入・利用のための費用をご負担いただきます。

ふくふくコール、アルソックの見守り情報配信サービスいずれかをご利用いただきます。

いずれのサービスも人と直接会ったり話したりする必要がないので煩わしさがありません。

※施設に入所される場合、コンシェルジュ付きマンションにお住まいなど、安否確認の代替サービスがある場合はご契約不要です。

※別途、当事務所からの定期連絡(頻度は週1回～)を無料で付帯させることができます。

	ふくふくコール	見守り情報配信サービス
サービスの概要	毎日、定時に自動音声による安否確認電話がお客様のもとに掛かってきます。プッシュボタンで応答していただくと登録先(当事務所)に結果がメール配信されます。	ご自宅の天井や壁に人感センサーを設置し、24時間体制で生体動作を見守ります。異常時には登録先(当事務所)にメールが配信されます。
初期費用	不要	<b>15,000円前後</b> ※機器設置工事費として ※初期費用不要のプランもあります。
利用料金	<b>700円/月</b> ※携帯電話の場合は1,500円/月 ※一年分を前納	<b>3,000円～4,000円程度/月</b> ※プランにより異なります。
異常時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 応答がない旨のメールを受信した場合、当事務所からお客様宛に電話連絡いたします。</li> <li>● 電話連絡にも応答がない場合、ご自宅へ駆けつけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 異常を知らせるメールが配信された場合当事務所からお客様宛に電話連絡いたします。</li> <li>● 電話連絡にも応答がない場合、ご自宅へ駆けつけるか、ガードマンの派遣を要請します。</li> </ul>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 費用がとにかくリーズナブル！</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急時にはガードマンが素早く駆けつけてくれるので安心！</li> </ul>

## ■ 緊急時の駆けつけサービス、同席・同行サービス利用料 … ご利用時のみ

お客様に緊急事態が発生した際の現場駆けつけや診察時、入院・施設入所契約の際の同席などをおこなうときの費用です。

※いずれも別途交通費等実費をご負担いただきます。

緊急時駆けつけサービス	<b>10,000円+税/1回</b> ※国内遠隔地の場合は5万円、海外の場合は10万円
同席・同行サービス	<b>10,000円+税/1回</b>

# 任意後見契約の料金



## ■ 任意後見契約利用料 … ご利用時のみ

あなたの判断能力が認知症などで衰え、当事務所が任意後見人に就任した場合の報酬です。管理財産額による基本報酬と、不動産、医療、介護など重要な契約の代理などをおこなった際に臨時で発生する報酬があります。

※任意後見人に就任するまでは発生しません

管理財産額による基本報酬	3千万円未満…20,000円/月 3千万円～5千万円未満…30,000円/月 5千万円～1億円未満…40,000円/月 1億円以上…50,000円/月
契約の代理など法律行為の代理	20,000円/1回

## ■ 任意後見契約が開始されるタイミング

任意後見契約は、契約後、家庭裁判所に申立てをして正式に開始されます。申立時には医師の診断書(認知症が進行しており、後見人が必要なことの証明)が必要となりますので、受任者(当事務所)の恣意的な判断で後見人に就任することはありません。

亡くなるまでお元気であればサービスを利用することがない場合もあります。もしものときに備える「保険」のような契約とお考えください。



## ■ 裁判所・監督人によるチェック機能があります

任意後見契約ではあなたに代わって当事務所の仕事内容(財産の管理状況など)を監視する任意後見監督人(家庭裁判所が選任する弁護士等)が就くことが法律で定められています。第三者、公的機関によるチェック機能があることで、財産の横領など、あなたが不利益を受けないように備えることができます。

※上記料金に加え、任意後見監督人に対する報酬(月額2万～3万円程度)が別途発生します。



# ご契約・サービスご利用の流れ

契約前▼

## 1. 初回無料相談

今困っていることや心配なこと、実現したいことなどをお聞かせください。  
当事務所からは、サービス・契約の概要をご説明し、問題解決のための方法をお答えします。



## 2. 書類作成契約の締結

契約書・遺言書の作成作業に関する契約を結びます。  
報酬総額25万円のうち、契約時に着手金として10万円をお支払いいただきます。



## 3. ご依頼内容の聞き取り、執行費用の見積り、契約書・遺言書の文案作成

ご依頼内容のほか、資産状況、生活状況などをお伺いし、執行費用を見積ります。  
また、ご依頼内容に基づき契約書・遺言書の文案を作成していきます。



## 4. 文案確認の打合せ、執行費用の確保

株式会社F.T.Kの代表者を交え、契約内容の最終確認をいたします。  
また、見積りに基づく執行費用をご用意をいただきます。



## 5. 公正証書の作成(契約成立)

公正役場で契約書・遺言書を作成し、正式に契約成立となります。  
当事務所の報酬残金及び公正役場手数料をお支払いいただきます。



契約後▼

## 6. 見守り・身元引受契約の開始

安否確認サービスを導入して安否確認を開始します。  
身元引受人、緊急連絡先の指定が可能になります。入院、施設入所契約時には同席いたします。



## 7. 任意後見契約の開始 ※必要な場合のみ

お客様の判断能力が衰えてきたら、家庭裁判所に申し立てて任意後見契約を開始します。  
原則として、お客様が亡くなられるまで契約は継続します。



死亡後▼

## 8. 死後事務の執行、遺言執行

お客様死亡後、銀行から執行費用を受領し、葬儀、債務の清算等の死後事務を執行します。  
また、死後事務執行後の残余財産を指定の方、団体へお渡しします。



## 9. 報酬の受領、事務報告

全ての手続き完了後、執行費用の中から死後事務、遺言の執行報酬を受領します。  
また、法定相続人、ご指定の関係者の方に書面にて事務報告を行います。

